

平成27年度活動方針について

○ 活動方針

次代を担う青少年が良好な環境の中で、社会的に自立し、他者に思いやりを持つ個人として、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いであり、青少年の健全な育成は、大人一人ひとりに課せられた重大な責務である。

本県の青少年の非行問題については、刑法犯認知件数が11年連続で減少し、昨年は5,384件でピーク時の約31%まで減少しており、その傾向は今年に入っても続いている。また、検挙・補導された少年については、昨年は360人で、ピーク時である平成16年の約21%にまで減少している。

しかし、その一方で、昨年来、全国では青少年が加害者となった凶悪事件が発生し、少年の再非行率も依然として3割を越えるなど、少年の規範意識の醸成や非行に走ってしまった少年の立ち直り支援などが喫緊の課題となっている。

また、近年のスマートフォン等の急速な普及により、「ワンクリック詐欺」、「悪意のある投稿」、「SNS、ソーシャルメディアでのトラブル」などいわゆる「ネットトラブル」と呼ばれるインターネットを介した問題が深刻化し、青少年の健全育成への悪影響が生じており、早急な対策が求められている。

これらの青少年をめぐる諸問題の解決にあたっては、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機運を醸成し、県民一人ひとりがそれぞれの立場でその役割を果たしていくことが必要である。

平成25年に一部改正された「青少年の健全な育成に関する条例」では、有害環境対策の規制を強化するとともに、青少年の健全な育成に家庭の果たす役割を明確化し、非行防止のために事業者や地域住民の協力も責務とするなど、時代の変化に合わせて内容の整備が行われている。

このため、今年度も引き続き、当県民会議としても県と連携し、様々な機会を捉えて条例の趣旨の理解と実践を求めていく予定である。

一方、非行問題の根底には、青少年の体験活動が不足していることが一因という指摘もあり、青少年の健全育成を推進していくためにはこれまで以上に多様な体験活動の機会を提供していくことが必要となってきている。体験活動により、自己肯定感や他人を思いやる気持ち、自然の中での自己の認識、異年齢の交流、コミュニケーション能力の涵養などさまざまな効果が期待できることが実証されている。

今年度は以上のような状況を踏まえ、青少年が地域や社会の一員として主体的に未来を切り拓いていく資質を身につけ、自立を達成できるよう、会員団体相互の連携と積極的な運動参画体制を構築し、以下の4つの重点を中心に、家庭・地域・学校が一体となった青少年健全育成県民運動の一層の推進を図っていく。

重点項目

(1) 非行・被害防止と有害環境対策の推進

青少年の非行を未然に防止するため、広報・啓発活動を行うとともに、地域の関係者と連携し、有害環境浄化活動に取り組む。

(2) 体験活動の推進

「少年の主張大分県大会」や「大分県少年のつどい」等の開催をとおして、青少年が、地域や社会の一員として、未来を主体的に切り拓く資質と能力を持った人間として伸びていくよう、体験活動を推進する。

(3) 普及啓発と県民運動の推進

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進や「家庭の日」運動を通じて、大人社会のあり方を見つめ直すとともに、家庭や地域がそれぞれの果たすべき役割を認識し連携することで、地域ぐるみの青少年の健全育成を推進する。

また、会員団体の積極的な参画により、青少年育成県民会議の諸活動が一層充実・発展し、県民総ぐるみの青少年育成運動を牽引できるよう、各部門会議の活性化や、関係機関・団体との連携を推進する。

(4) インターネット・携帯電話の安全安心な利用の推進

携帯電話やインターネットによるトラブルや有害情報から青少年を守る活動に取り組むとともに、行政、学校、PTA、事業者、会員団体等が連携し、より効果的な啓発活動を展開し、インターネット・携帯電話の安全安心な利用を推進する。